

備前市議会議長 西 上 徳 一 様

請 願 者 備前市日生町寒河3760-1
田 原 隆 雄
紹介議員 青 山 孝 樹
中 西 裕 康

請 願 書

1 請願の要旨

吉村武司前市長の認諾申出書の作成及び使用についての調査を求める請願

2 請願の趣旨

吉村前市長（以下「前市長」という。）は、岡山地方裁判所で公判審理中の事件（令和5年（行ウ）第13号住民訴訟）に対し、令和7年4月21日に、岡山地方裁判所へ認諾申出書を提出した。認諾申出書は、被告が原告の主張を全て認めるとの意味であり、同認諾申出書の提出行為は、有印公文書偽造（刑法155条1項）、同行使（刑法158条1項）、公印不正使用（刑法165条2項）等の疑いがあるため、前市長を告訴又は告発すべきであると思慮されますので、貴議会においてその解明を求めるものです。

3 請願事項

当該訴訟事件は、原告が、令和5年9月1日付、備前市を被告として岡山地方裁判所へ、田原隆雄元市長（以下「元市長」という。）に対し、4億1,500万円の損害賠償請求を求め提訴した住民賠償請求裁判であります。

内容は、新庁舎建設に際し、元市長が官製談合情報に適切な対応を怠り事業を実施したことにより備前市に4億1,500万円の損害を与えたので、備前市は元市長への損害賠償請求をさせよとのことです。

備前市代理人弁護士より訴訟告知書が、令和6年1月26日、岡山地方裁判所を経由して田原隆雄宛、特別送達が届けられ、同年4月10日、当訴訟に田原隆雄の補助参加が認められ、係争中の裁判です。

公判の経緯について、被告備前市の代理人弁護士は、令和6年3月27日、本件提訴は、監査請求前の提訴であり、不適法として訴えの却下を申し立てしている。補助参加人は、事実無根の訴えであり、住民監査請求結果に対し、尊重を欠く司法制度の濫用であると反論しています。

ところが、備前市代理人弁護士及び備前市担当職員すら承知していない認諾申出書（令和7年4月21日付、被告備前市市長吉村武司名）が、岡山地方裁判所に、原告側弁護士により提出されていたことが、令和7年5月21日公判において初めて判明しました。

備前市は、下記の理由により、司法の下で真実を明らかにし、市民に適切に周知・報告する必要があるため、調査をお願いする請願です。

記

- 1 認諾申出書は、原告の主張を全面的に認めるとの意味である。要約すれば、新庁舎建設工事において官製談合（公共事業などの入札において、官公庁の職員が入札談合に関与し、特定の業者に有利な条件で契約を結ばせる不正行為＝備前市職員が業者と不正を働いたこと）及び元市長がその事実を見逃し備前市に損害を与えたことを認める文書である。
- 2 被告は、備前市であり吉村武司個人ではない。執行部の意思決定を行う庁議での協議の事実もなく、地方自治法に認められている市長の専決処分事項に該当する行為でもない。また専決処分に必要な直近の議会への報告もない。
- 3 文書作成日の令和7年4月21日（市長選挙の翌日）は、前市長の残任期間内ではあるが、認諾申出書に押印されている公印「岡山県備前市之印」の公印記録簿にその記載もなく、公印管理者である総務課長の許可も得ず、公文書（認諾申出書）が作成されている。
- 4 認諾申出書の裁判所への届出が、被告側（備前市代理人弁護士）でなく、原告側弁護士の手で行われている不可解な事件である。
- 5 被告の前市長が、市職員による官製談合及び元市長の業務処理の違法性について、適切な調査及びその理由の説明も行わず敗訴を認める認諾申出書の提出は、施政当局として背任行為である。
- 6 前項の行為は、公務員職権乱用罪、有印公文書偽造（刑法155条1項）、同行使（刑法158条1項）、公印不正使用（刑法165条2項）に該当する違法行為である。